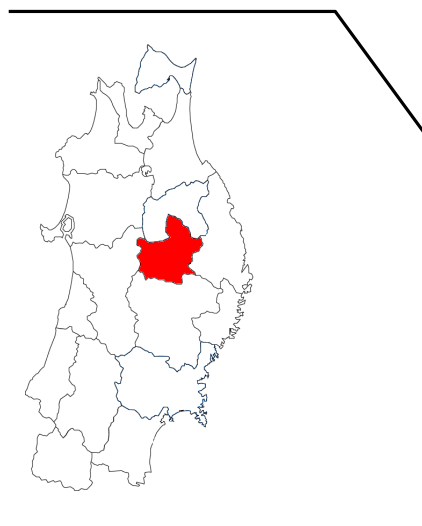
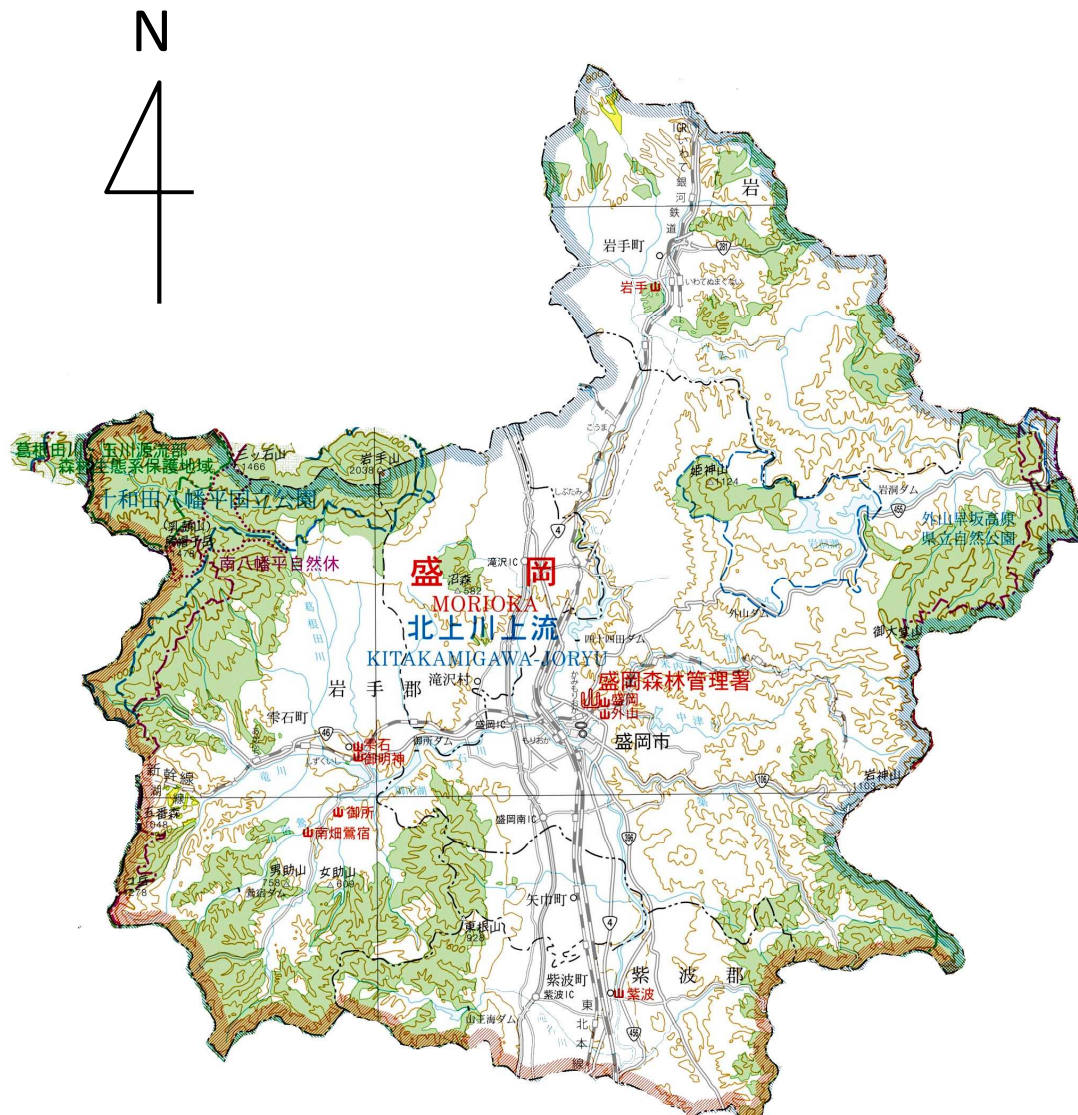


北上川上流国有林の地域別の森林計画書（案）
（北上川上流森林計画区）

計画期間	自	平成28年 4 月 1 日
	至	平成38年 3 月31日

東 北 森 林 管 理 局

北上川上流森林計画区の位置図



1:400,000



	国有林野
	官行造林地

目 次

I 計 画 の 大 綱

第1 森林計画区の概況 -----	1
1 位置 -----	1
2 自然的背景 -----	1
3 社会経済的背景 -----	2
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	4
第3 計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	5

II 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	6
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
1 森林の整備及び保全の目標	
その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項 -----	11
(1) 溪畔周辺の整備・保全	
第3 森林の整備に関する事項 -----	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
2 造林に関する事項 -----	14
(1) 人工造林に関する基本的な事項	
(2) 天然更新に関する基本的な事項	
3 間伐及び保育に関する事項 -----	15
(1) 間伐の標準的な方法	
(2) 保育の標準的な方法	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	16
(1) 公益的機能別施業森林の区域	

(2) 公益的機能別森林における施業の方法	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	17
(1) 林道（林道専用道を含む。以下同じ。）等の 開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を 特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	18
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
第4 森林の保全に関する事項	20
1 森林の土地の保全に関する事項	20
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
2 保安施設に関する事項	21
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) その他必要な方針	
3 森林の保護等に関する事項	21
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 計画量等	23
1 伐採立木材積	23
2 間伐面積	23
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	23
4 林道の開設又は拡張に関する計画	24

5	保安林整備及び治山事業に関する計画	25
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)	実施すべき治山事業の数量	
第6	その他必要な事項	27
	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	27
別表	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	35
(附) 参考資料		
1	森林計画区の概況	38
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況（気候）	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況	41
(1)	齢級別森林資源表	
(2)	制限林普通林別森林資源表	
(3)	市町村別森林資源表	
(4)	制限林の種類別面積	
(5)	樹種別材積表	
(6)	荒廃地の面積	
(7)	森林の被害	
3	林業の動向	52
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(2)	林業事業体等の現況	
(3)	林業労働力の概況	
(4)	林業機械化の概況（高性能林業機械）	
4	前期計画の実行状況	55
(1)	伐採立木材積	
(2)	人工造林・天然更新別面積	
(3)	林道の開設又は拡張の数量	
(4)	保安施設の数量	
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	56
(1)	森林より森林以外への異動	

(2) 森林以外より森林への異動

6	森林資源の推移 -----	56
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首資源表	
7	その他 -----	58
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 位置

本森林計画区は岩手県のほぼ中央部に位置し、北側は馬淵川上流森林計画区、東側は久慈・閉伊川森林計画区、西側は雄物川森林計画区、南側は北上川中流森林計画区に接し、盛岡市をはじめとする2市4町を包括する区域である。

2 自然的背景

(1) 地勢

本森林計画区は、西に奥羽山脈、東に北上山地が相対して南北に走っており、この間を北上川が流れ、これを境にして奥羽山脈地域、北上山地地域に区分することができる。

奥羽山脈は、新第三紀のしゅう曲山脈で、秋田県境沿いに、南から駒ヶ岳（1,637m）、乳頭山（1,478m）、八幡平（1,614m）などの山地群が日本海側と太平洋側に画する脊梁となっている。

八幡平のやや南方から三ッ石山（1,466m）、岩手山（2,038m）などの岩手火山群が盛岡市の北西まで張り出し、岩手山の山麓には広い裾野が展開する。

また、北上山地は一般に起伏が少なく、毛無森（1,427m）など1,000m以上の山々が平坦な山頂を連ね、隆起準平原の地形を呈している。

主要な河川は奥羽山脈地域では西から雫石川、北上山地地域では東から米打川、丹藤川が流れ、北上川に注いでいる。

(2) 地質及び土壌

本森林計画区の地質は、奥羽山脈地域と北上山地地域とに大きく区分できる。奥羽山脈では、八幡平、岩手山等の火山地域は主に第四紀の安山岩から構成され、山腹から山麓は火山砕屑物が広く堆積する一方、南に位置する非火山地域は新第三紀の砂岩・火山岩・凝灰岩等が分布する。北上山地地域は、古生代や中生代の堆積岩（砂岩・粘板岩・石灰岩等）および花崗岩から構成される。

土壌は、北上山地の丘陵地帯には黒色土が、奥羽山脈地域では褐色森林土が、それぞれ多く分布する。また、高標高地帯にはポドゾル土壌が分布し、特に葛根田川上流、松川、北の又流域などに分布している。

(3) 気候

平成17年～26年の10年間における気象観測データでは、最高気温は36.4℃（盛岡市）、最低気温は-26.5℃（盛岡市）、年平均気温は約10℃である。年間降水量は1,200～1,500mm、最深積雪量は113cm（雫石町）であり、岩手県の他地域と比較して降雪量が多い。降水量は東部の北上山地と中央部ではやや少なく、奥羽山脈では多い。秋田県境沿いは、降雪量も多く日本海型気候を呈している。

(4) 林況

ア 人工林

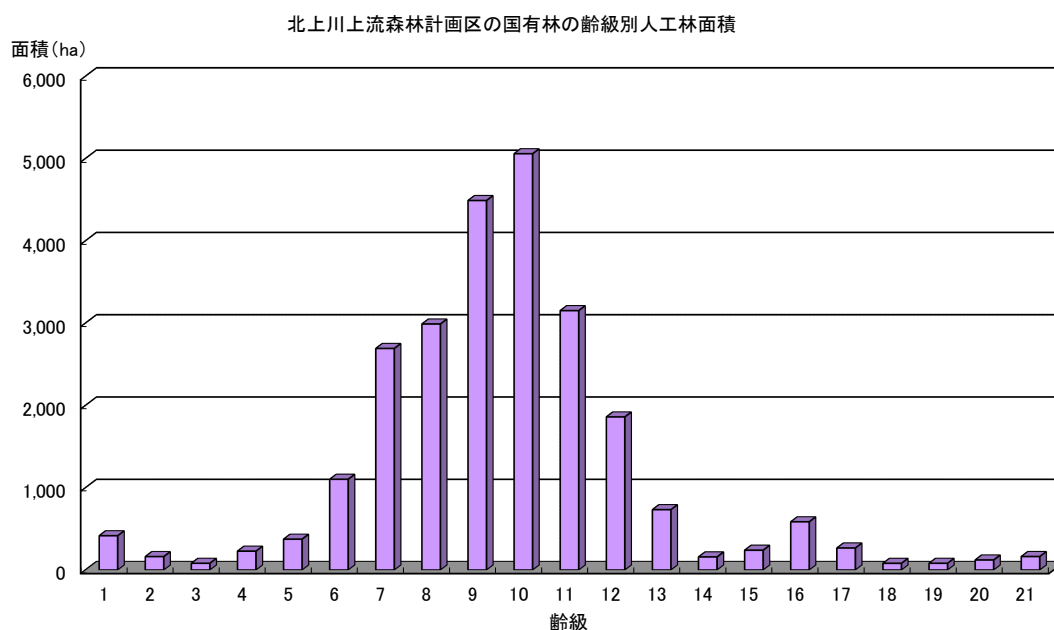
本森林計画区の国有林の人工林面積は25千haで、立木地面積57千haの44%を占めている。

また、人工林蓄積は4,444千m³で、総蓄積9,222千m³の48%を占めており、樹種別ではカラマツが32%、スギが27%、アカマツが13%となっている。

齢級別人工林面積は、下図のとおり 8 齢級～11 齢級が人工林全体の63%を占め、偏った齢級構成となっており、10 齢級以上の人工林の割合は50%で、主伐期に達している人工林も増加している。

イ 天然林

天然林面積は32千haで、立木地面積の56%を占め、主にブナ、ナラ類、カンバ類等の広葉樹とアカマツが主体となっている。低標高地にはナラ類やアカマツが多く分布し、特に北部の岩手町にはアカマツの純林が多い。標高800m以上の山岳部においては、ブナが多く、北上山地に局所的に分布しているほか、岩手山から駒ヶ岳にかけて、和賀岳周辺等に広く分布する。標高1,200m以上ではアオモリトドマツやダケカンバが混交林を構成し高山帯へ移行する。



注 齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1 齢級」と数える。

3 社会経済的背景

(1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は234千haで岩手県の総面積の15%を占めている。土地の利用状況は、森林が164千haで本計画区面積の70%を占め、農地が13%（水田 8 %）、その他が17%となっている。

(2) 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は213千人で、その産業別の割合は第 1 次産業が 7 %、第 2 次産業が16%、第 3 次産業が76%である。

総生産額は約 1 兆円で、その産業別の割合は第 1 次産業が 2 %、第 2 次産業が 13 %、第 3 次産業が 86 %である。

なお、第 1 次産業に占める林業の割合は、就業者数で 3 %、生産額では 2 %となっている。

(3) 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は 61 千 ha で、計画区内の土地面積 234 千 ha の 26 %、森林面積 164 千 ha の 38 %を占めている。

国有林は、その所在する地域において分収造林、共用林野等としても地元利用されているとともに、製材、薪炭材の原木等を供給する等、地域住民の生活向上及び関連産業の振興に寄与している。

このほか、本森林計画区は十和田八幡平国立公園、外山早坂県立自然公園をはじめとする森林景観の勝れた地域や、森林レクリエーションの適地も多く、国民の憩いの場として広く活用されている地域である。



【四十四田から岩手山を望む】

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（平成23年度～平成27年度）の実行結果の概要については、次のとおりである（平成27年度は実行予定を計上している）。

伐採立木材積については、主伐、間伐ともに、概ね計画通りの実績となった。

人工造林については、平成24年度における雪害に対する更新にともない、計画を上回る実績となった。

天然更新については、地域の意向による伐採の取りやめ等により伐採面積が減少したため、計画を下回る実績となった。

林道等の開設については、豪雨等の自然災害により、計画以外の被災箇所を優先的に対応せざるを得ず、計画を下回る実績となった。

治山事業については、保安林の機能を高めるための本数調整伐を追加で実施したため、計画を上回る実績となった。

○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計 画	実 行
伐採立木材積	321 千m ³	322 千m ³ (100)
主伐	67 千m ³	73 千m ³ (110)
間伐	255 千m ³	249 千m ³ (98)
造林面積	359 ha	491 ha (136)
人工造林	344 ha	484 ha (141)
天然更新	15 ha	7 ha (45)
林道等の開設又は拡張	開設：33.5km	開設：16.2km (48) (舗装)： 箇所 (改良)：13箇所
保安林等の整備	指定：2,812ha 解除： ha	指定： 0 ha 解除： 0 ha
水源かん養	指定：2,812ha 解除： ha	指定： ha 解除： ha
災害防備	指定： ha 解除： ha	指定： ha 解除： ha
保健、風致の保存等	指定： ha 解除： ha	指定： ha 解除： ha
治山事業	15 地区	70 地区

注1 ()内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に重要な役割を果たしており、また、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加し、これらの人工林の多くが利用期を迎えつつある。森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るために、適切な主伐・再造林を推進し、森林資源を有効に活用しながら、人工林の齢級構成の平準化を図るとともに、森林の現況、立地条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めることとする。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むこととする。

本計画においては、このような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにすることとする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特徴及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。また、本森林計画区においては、松くい虫による被害の先端地域となっていることから、被害のおそれのあるアカマツ林の樹種転換による被害の拡大防止や、アカマツの遺伝的多様性の保全等についても考慮することとする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

北上川上流国有林の地域別の森林計画の対象とする市町村別森林面積は下表のとおりである。

○ 市町村別面積

単位 面積：ha

市 町 村	面 積	備 考
総 数	61,847.65	
盛 岡 市	16,755.25	盛岡森林管理署
雫 石 町	31,830.71	〃
岩 手 町	5,393.07	〃
滝 沢 市	1,795.48	〃
紫 波 町	5,075.30	〃
矢 巾 町	997.84	〃

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課及び盛岡森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全域で水源涵養機能の維持増進を図ることとする。そのため、育成単層林については、除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林への転換を推進することとする。地質的にぜい弱な地域等においては、特に山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮した森林整備や地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

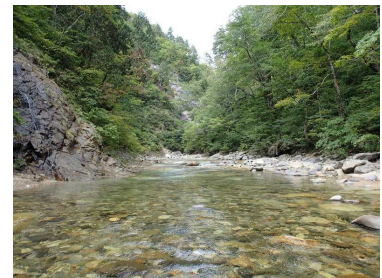
また、本森林計画区の国有林は、原生的な森林や貴重な野生動植物が多く生育・生息している森林も多い。加えて、十和田八幡平国立公園、外山早坂高原県立自然公園をはじめとする森林景観の勝れた地域も多く、登山等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されており、このような森林においては、特に生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

併せて、木材等生産機能については、上記の適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



【葛根田（雫石町）】

(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



【熊沢治山工事（雫石町）】

(快適環境形成機能)

大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や粉塵等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。



【イメージ】

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、国民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



【雫石スキー場（雫石町）】

(文化機能)

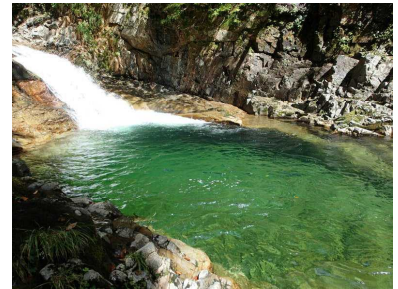
史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。



【子抱風景林(岩手町)】

(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。



【葛根田川・玉川源流部森林生態系

保護地域（雫石町）】

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。(写真の挿入)



【赤沢地区（紫波町）】

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害への対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。また、機能類型区分に応じた適切な森林施業の結果得られる木材については、計画的に供給することとする。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林地の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

		単位 面積：ha、蓄積：m ³ /ha	
		現 況	計画期末
面積	育成単層林 〔 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、 人為※ ₁ により単一の樹冠層を構成する森林と して成立させ維持する森林 〕	24,712.51	24,364.77
	育成複層林 〔 森林を構成する林木を択伐※ ₂ 等により伐採 し、人為により複数の樹冠層※ ₃ を構成する森 林として成立させ維持する森林 〕	1,764.02	1,927.27
	天 然 生 林※ ₄ 〔 主として天然力※ ₅ を活用することにより成立 させ維持する森林 〕	30,371.33	30,376.14
	森林蓄積 (ha当たり)	150.19	173.71

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※5 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

(1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努めることとする。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、

1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあってはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採することとする。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行うこととする。

主な樹種別の主伐の時期は下表を目安とする。

単位 林齢：年

地 区	樹 種	施業方法	主伐の時期	更新方法
全 域	ス ギ	通常伐期	60	新 植
		長伐期	100	新 植
	カラマツ	通常伐期	60	新 植
		長伐期	80	新 植
	アカマツ	通常伐期	50	天然下種
		長伐期	100	天然下種

（ウ）天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

イ 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

(ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。

(イ) 漸伐又は複層伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮することとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業を行う森林

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間によることとする。

(イ) 漸伐又は皆伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮することとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

(エ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として下表のとおり定める。

単位 林齢：年

地 区	樹 種				
	針葉樹				広葉樹
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	
全 域	45	40	35	45	25

注 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、保安林の伐採規制等に用いられる。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的な事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、気候、地形、土壌等の自然条件を適確に把握した上で、既往の造林実績及び林産物の需要動向等を勘案して、現地の状況に最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とするが、地位等の立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況に応じて調整するほか、効率的な施業実施の観点からも、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層林施業については、上記の本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数とする。

単位：本/ha

樹 種	植栽本数
ス ギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500
ヒノキ	3,000～3,500

ウ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うとともに、地拵については、効率的な作業を行うため、省略することも考慮に入れつつ、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じた方法を選択することとする。

有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していくこととする。

(イ) 植付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長が期待できるよう実施する。

エ 伐採跡地の人工造林すべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的な事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

(イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

(3) その他必要な事項

主伐後の着実な再生林を図るため、上記のほか、伐採から植栽までを一体的に行う効率的な作業システムの導入や、コンテナ苗や成長の優れた苗の採用等により効率的な森林施業を推進することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木の樹高がおおむね9 m、かつ収量比数がスギで0.60以上、アカマツで0.70以上、カラマツで0.65以上とする。

ただし林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適当と判断される場合は、これらの目安に満たない林分においても、間伐の実施について考慮することとする。

イ 間伐の繰り返し期間

間伐の繰り返し期間の目安は、おおむね10年（ただし、カラマツにあつては8年）とするが、経過年数のみで判断せず、林分の状況等を考慮して決定することとする。

ウ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあつては8年前）とする。

エ 間伐率

材積間伐率は35%を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、植栽木の生育状況等現地の実態

に即した効果的な作業の時期、回数等を十分検討の上、適切に行うこととする。

ア 作業時期及び回数

作業別の作業時期及び回数の目安は下表のとおりとする。

樹種	作業別	保育作業計画（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	△	←	○	→		△									
	つる切・除伐							←	○	→		←	○	→		
アカマツ	下刈	← ○ →				△										
	天然林	←○→	←	○	→											
	つる切・除伐						←	○	→		←	○	→			
カラマツ	下刈	←	○	→	△											
	つる切・除伐					←	○	→		←	○	→				

注 ◎は2回刈り、△は必要に応じて実施することを示す。

イ 施業方法の基準

(ア) 下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこととする。下刈終期の目安は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

(イ) つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとする。なお、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行うこととする。

(ウ) 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び将来生育の見込みのない形質不良な植栽木の除去を目的として行うこととする。

豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行うこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

公益的機能別施業森林の区域については以下の考え方に従い、別表（p35）のとおり定める。

ア 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

イ 土地に関する山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を

推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

(イ) 快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

(2) 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

ア 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持（育成複層林施業にあつては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

イ 土地に関する山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じて、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延長
基幹路網	112	355
うち林業専用道を含む路線	10	16

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

注2 現状については、平成27年3月31日現在の数値である。

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、下表に示す路網密度を目安に森林作業道と一体となった路網整備を一層推進する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0° ～15° ）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15° ～30° ）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30° ～35° ）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35° ～ ）	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

- (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

- (4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、林地の保全に留意するとともに、民有林と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。

6 森林施業の合理化に関する事項

- (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成・

強化が重要である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成・強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しうよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

（２）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、高性能林業機械を活用した作業システムへの移行は着実に広まりつつあり、労働生産性の向上、生産コストの縮減に一定の効果を上げているものの、さらなるコスト縮減等に向けて、今後も継続して普及に努めていく必要がある。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努めることとする。

（３）林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者のニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組むこととする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総 数		53,941.1	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
盛 岡 市	59～71, 80～86, 205～372, 435～437, 513～516, 522～538, 540～550, 552～555, 601～603	16,176.8		
雫 石 町	604, 606～627, 630, 633～667, 669～694, 696～710, 713～725, 727, 735, 737～784, 786～792, 794, 801～804, (御) 9～11	30,475.29		
岩 手 町	1001～1003, 1005～1016, 1037, 1038	1,692.8		
滝 沢 市	15, 90～93, 143, 157	1,088.62		
紫 波 町	401～409, 411～425, 510, 518～521	3,753.97		
矢 巾 町	427～432	753.62		

注 () 書きは官行造林地で契約者等名称は下記のとおり

(御) 雫石町御明神財産区

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘案して、実施地区の選定を行うこととする。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設けることとする。また、その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図ることとする。近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、治山施設等の設置と保安林の整備を推進することとする。

また、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することとする。

加えて、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫被害については、岩手県内では県南部から県央部にかけて被害地域の北上や高標高地域への拡大が見受けられることから、被害抑制のための健全な松林の整備と関係機関と連携した巡視等の一層の推進を図ることとする。なお、被害の状況等に応じ、被害箇所への復旧及び抵抗性を有するマツ又は他樹種への転換についても考慮し、特に、被害のおそれのある地域のアカマツ林について、樹種転換を検討することとする。

また、ナラ枯れ被害については、岩手県内においても発生していることから、早期発見に努めるとともに、適切な防除対策の推進を図ることとする。

（２）鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大しており、岩手県では五葉山地域を中心として生息域が拡大していることから、ニホンジカによる植栽木等の食害や剥皮被害については、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域の実情に応じた被害対策に取り組むこととする。

（３）林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地元住民、地方公共団体、ボランティア等との連携を図り、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

（４）その他必要な事項

国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	815 (247)	676 (247)	139 (0)	157 (234)	92 (234)	65 (0)	659 (13)	584 (13)	74 (0)
前半5ヵ年の計画量	383 (137)	248 (137)	135 (0)	77 (133)	17 (133)	61 (0)	306 (4)	232 (4)	74 (0)

注1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注2 契約に基づく伐採を（ ）により外書き。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	12,809
前半5ヵ年の計画量	7,192

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 量	1,524	794
前半5ヵ年の計画量	933	455

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半５ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備 考	
開設	自 動 車 道	林 業 専用道	盛岡市	白井川	0.8	184	○	1		
				藪川(北ノ沢)	1.1	169	○	2		
				里桧沢	2.8	34	○	3		
				茶臼	3.3	360		4		
				岩洞(時館・西)	2.5	150		5		
				三助沢	1.2	120		6		
				大繋沢	3.0	158		7		
			小計	7路線	14.7					
			雫石町	九十九沢	2.6	198	○	8		
				左沢	0.5	241	○	9		
				山津田	4.2	33	○	10	うち3.2km後期	
				荒沢	1.1	80	○	11		
			小計	4路線	8.4					
			岩手町	横沢支線	2.5	91	○	12	うち1.5km後期	
				太郎畑沢	2.0	75	○	13		
				梨ノ木	2.5	87		14		
				横沢	0.6	84		15		
			小計	4路線	7.6					
			紫波町	大岩の目	3.4	301	○	16	うち1.0km後期	
				一本松	4.3	182	○	17		
				芳沢	2.0	186	○	18		
				栃洞沢	0.7	46	○	19		
				川原毛沢	1.4	102	○	20		
			小計	5路線	11.7					
合 計				20路線	42.4					
前半５ヵ年の計画量				14路線	23.7					

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5ヵ年の 計画面積	
総数（実面積）	54,408.99	54,408.99	
水源涵養のための保安林	50,664.23	50,664.23	
災害防備のための保安林	3,742.89	3,742.89	
保健、風致の保存等のための保安林	2,481.47	2,481.47	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定/ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由
		市 町 村	区 域（林 班）		前半5ヵ年 の計画面積	
指定	総 数			844.73	844.73	
	水 源 かん養	岩 手 町	1034, 1035, 1036, 1039, 1042, 1044, 1045, 1046, 1051, 1057	844.73	844.73	水源かん養 のため
解 除	総 数			0.49	0.49	
	水 源 かん養	紫 波 町	607, 699, 702, 703, 752, 783	0.32	0.32	道路用地
		雫 石 町	518	0.17	0.17	道路用地

注 種類欄の保安林の略称は以下のとおり。

水源かん養＝水源かん養のための保安林

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
盛岡市	436, 525, 537, 538, 540, 541, 546, 552, 601, 602, 603	11	6	溪間工 本数調整伐	
雫石町	606, 609, 610, 613, 615~619, 623, 626, 630, 633, 634, 636, 639~641, 645~649, 651~654, 657~659, 662, 669, 677~678, 682, 684~686, 696, 728, 791, 794	42	14	溪間工 山腹工 本数調整伐	
岩手町	1035, 1036	2	0	溪間工	
滝沢市	90	1	1	溪間工	
紫波町	407~409, 414, 417~426, 520	15	7	溪間工 本数調整伐	
矢巾町	430, 431	2	2	溪間工 山腹工	
合 計		73	30		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水かん	盛岡市	59～71, 80～86, 205～372, 435～437, 513～516, 522～538, 540～550, 552～555, 601～603	16,060.50	別紙1の とおり	砂 指 47.59 県特1 151.22 県特2 69.21 県特3 1,687.94
	雫石町	604, 606～627, 630, 633～667, 669～694, 696～710, 713～719, 735, 737～784, 786～794	27,426.92		保 健 1,812.83 砂 指 105.26 国特保 53.96 国特1 1,017.51 国特2 1,750.51 国特3 6,471.49
	岩手町	1001～1003, 1005～1016	1,476.93		
	滝沢市	90～92	492.58		国特2 22.62
	紫波町	402～409, 411～425, 518～521	3,622.63		
	矢巾町	427～432	740.43		
	小計		49,819.99		
土流	盛岡市	435, 436	11.77		
	雫石町	691～693, 707, 720～724, 727, 776～781, 783, 784, 792, 801～804 (御) 9～11	2,754.21		保 健 307.78 砂 指 12.67 国特保 169.30 国特1 23.13 国特2 897.48 鳥保特 169.30 史名天 16.02
	岩手町	1037, 1038	180.55		
	滝沢市	92, 93, 143, 157	593.69		保 健 228.63 国特保 91.03 国特2 497.54 鳥保特 91.03 史名天 24.80
	紫波町	401, 422, 424, 425	110.06		
	小計		3,650.28		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土 崩	盛 岡 市	601, 602	3.67	別紙 1 の とおり	
	雫 石 町	625, 669, 670, 690, 696, 707, 708, 714, 722, 727, 741	88.94		砂 指 2.97
	小計		92.61		
保 健	雫 石 町	752, 753, 755～760, 762. 771～784, 792	2,252.84	別紙 3 の とおり	水かん 1,812.83 土 流 307.78 砂 指 7.61 国特保 169.30 国特 1 476.91 国特 2 178.15 国特 3 1,298.12 鳥保特 169.30 史名天 16.02
	滝 沢 市	93	228.63		土 流 228.63 国特保 90.98 国特 2 137.65 鳥保特 90.98 史名天 24.80
	小計		2,481.47		
	計		53,564.75		
砂 指	盛 岡 市	219, 220, 222, 254, 256, 260～262, 282～284, 287, 288, 321, 322	47.62		水かん 47.59
	雫 石 町	618, 635, 696～699, 701～703, 706～708, 713～715, 749～752, 777, 781, 783, 784	130.88		水かん 105.26 土 流 12.67 土 崩 2.97 保 健 1.87 国特 2 10.31 国特 3 9.68 史名天 1.91
	岩 手 町	1002, 1003, 1006, 1007	14.9		
	紫 波 町	510	0.3		
	矢 巾 町	431, 432	5.82		
	計		199.52		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国特保	雫 石 町	700, 701, 704, 784, 792	223.26	別紙2の とおり	水かん 53.96 土 流 169.30 保 健 169.30 鳥保特 169.30
	滝 沢 市	93	91.03		土 流 91.03 保 健 90.98 鳥保特 91.03 史名天 24.80
	小計		314.29		
国特1	雫 石 町	758, 762～769, 771, 772, 776, 778～783	1,041.11		水かん 1,017.51 土 流 23.13 保 健 476.91
国特2	雫 石 町	698～701, 704, 705, 709, 710, 718, 757, 759～761, 769～771, 773～784, 792	2,664.92		水かん 1,750.98 土 流 897.48 保 健 178.15 砂 指 10.31 史名天 16.02
	滝 沢 市	91, 93	520.21		水かん 22.62 土 流 497.54 保 健 137.65
	小計		3,185.13		
国特3	雫 石 町	756～784	6,550.10		水かん 6,471.49 保 健 1,298.12 砂 指 9.68 県史跡 1.43
計			11,090.63		
県特1	盛 岡 市	60～67	151.22		水かん 151.22
県特2	盛 岡 市	71, 208, 365～369, 371, 372	70.57		水かん 69.21
県特3	盛 岡 市	60～71, 365～369, 371, 372	1,830.50		水かん 1,687.94
計			2,052.29		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
鳥保特	雫 石 町	784, 792	169.30	別紙 3 の とおり	土流 169.3 保健 169.3 国特保 169.3
	滝 沢 市	93	91.03		土 流 91.03 保 健 90.98 国特保 91.03 史名天 24.8
計			260.33		
特母樹	雫 石 町	677	14.51		
計			14.51		
史名天	雫 石 町	780, 781	16.02		砂 指 1.91 国特 2 16.02
	滝 沢 市	93	24.80		国特保 24.8 鳥保特 24.8
計			40.82		
県史跡	雫 石 町	757	1.43		国特 3 1.43
計			1.43		

注 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおりである。

水かん＝水源かん養保安林

土 流＝土砂流出防備保安林

土 崩＝土砂崩壊防備保安林

保 健＝保健保安林

砂 指＝砂防指定地

国特保＝国立公園特別保護地区

国特 1＝国立公園第 1 種特別地域

国特 2＝国立公園第 2 種特別地域

国特 3＝国立公園第 3 種特別地域

県特 1＝県立自然公園第 1 種特別地域

県特 2＝県立自然公園第 2 種特別地域

県特 3＝県立自然公園第 3 種特別地域

鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区

特 母＝特別母樹林

史名天＝史跡名勝天然記念物

県史跡＝県条例に基づく史跡名勝天然記念物

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	1 主伐に係るもの (1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 (2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 (3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 (4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 2 間伐に係るもの (1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 (2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	1 主伐に係るもの (1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 (2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 (3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
2 伐採の限度	(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
3 植 栽	1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につきの確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

別紙２ 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1) 1 伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「砂防法施行条例」（平成11年12月17日岩手県条例第73号）で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書について（昭和49年10月9日49林野計第405号）による。
県自然環境保全地域 特別地区	「岩手県自然環境保全条例」（昭和48年12月25日岩手県条例第62号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。
特別母樹	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。

計 画 事 項 の 別 表

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養^{かんよう}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		61,606.01	
盛 岡 市	計	16,755.25	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	59～71, 80～87, 205～372, 435～437, 513～516, 522～538, 540～550, 552～555, 601～603		
雫 石 町	計	31,723.27	
	604, 606～630, 633～667, 669～694, 696～710, 713～728, 731, 732, 735, 737～784, 786～792, 794, 801～804		
岩 手 町	計	5,258.87	
	1001～1003, 1005～1016, 1019～1022, 1024～1028, 1032～1040, 1042, 1044～1046, 1048, 1051～1055, 1057～1060, 1111, 1112, 1209～1211, 1214, 1315～1324, 1326, 1409, 1410		
滝 沢 市	計	1,795.48	
	15, 42, 43, 48, 90～95, 143, 156～166		
紫 波 町	計	5,075.30	
	401～409, 411～426, 501～512, 518～521		
矢 巾 町	計	997.84	
	427～434		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		10,598.69	
盛 岡 市	計	2,266.12	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	219, 220, 222, 223, 226～239, 243, 244, 246～262, 282～292, 298～301, 304～311, 315, 316, 319～322, 435, 436, 513, 516, 601, 602		
雫 石 町	計	5,678.19	
	607, 611, 614, 617, 618, 625, 635, 667, 669, 670, 689～694, 696～701, 706～708, 714～717, 720～724, 727, 740～765, 768～784, 786～790, 792, 801～804		
岩 手 町	計	213.56	
	1002, 1003, 1006, 1007, 1020, 1037, 1038		
滝 沢 市	計	857.42	
	91～93, 143, 157		
紫 波 町	計	794.81	
	401, 408, 409, 411, 418, 419, 422～425, 510		
矢 巾 町	計	788.59	
	428～434		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

該当なし。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		15,883.35	
盛 岡 市	計	3,252.10	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	60～67, 80～82, 84～87, 208, 240～242, 245, 293～303, 309～314, 317, 318, 325～331, 347, 348, 354, 361～372, 536～538, 540, 555		
雫 石 町	計	11,916.94	
	604, 677, 693, 694, 698～701, 704, 705, 709, 710, 716, 718, 719, 725, 726, 737, 739, 740, 742～748, 750～784, 786～788, 792		
岩 手 町	計	92.37	
	1019, 1020, 1055		
滝 沢 市	計	616.49	
	90, 91, 93		
紫 波 町	計	5.45	
	408		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：％

区 分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	234,451	163,899	61,848	102,051	70
盛 岡 市	88,647	64,855	16,755	48,100	73
雫 石 町	60,882	49,185	31,831	17,354	81
岩 手 町	36,046	26,985	5,393	21,592	75
滝 沢 市	18,246	7,450	1,795	5,655	41
紫 波 町	23,898	13,811	5,075	8,736	58
矢 巾 町	6,732	1,612	998	614	24

注1 区域面積は、国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 国有林面積は林野庁所管面積（官行造林を含む）で、民有林面積は地域森林計画対象面積。

3 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(2) 地況（気候）

単位 気温：℃ 降水量：mm 積雪量：cm

観測地	気 温 (℃)			年間降水量 (mm)	最深積雪量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年平均			
盛 岡	36.4	-13.8	10.6	1,303	76	
雫 石	35.6	-20.0	9.6	1,526	113	
好 摩	34.9	-17.7	9.9	1,186	—	
藪 川	31.5	-26.5	6.3	1,408	—	
紫 波	36.3	-16.9	10.4	1,290	—	

資料 気象庁（2005～2014年）による。

注1 気温の年平均及び年間降水量は2005～2014年までの10ヵ年平均。

2 「—」はデータなし。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			その他
			総 数	うち田	うち畑	
総 数	234,451	163,899	31,530	18,430	13,086	39,002
盛 岡 市	88,647	64,855	8,860	4,680	4,170	14,932
雫 石 町	60,882	49,185	3,470	1,440	2,030	8,227
岩 手 町	36,046	26,985	6,020	3,990	2,030	3,041
滝 沢 市	18,246	7,450	4,820	1,480	3,340	5,976
紫 波 町	23,898	13,811	5,630	4,370	1,250	4,457
矢 巾 町	6,732	1,612	2,730	2,470	266	2,390

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査」（平成26年）による。

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区 分	純 生 産	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		総 額	農 業	林 業	水産業		
総 数	1,076,571	16,025	15,689	270	65	143,054	917,492
盛 岡 市	798,667	5,336	5,190	122	24	89,728	703,603
雫 石 町	29,431	2,737	2,696	38	3	7,803	18,890
岩 手 町	36,215	2,151	2,054	59	38	9,083	24,981
滝 沢 市	86,485	1,560	1,551	9	0	16,090	68,835
紫 波 町	52,409	2,739	2,727	12	—	7,965	41,705
矢 巾 町	73,364	1,501	1,471	30	—	12,386	59,477

資料 岩手県調査統計課「岩手県統計年鑑/市町村民所得推計」（平成23年度）による。

注 「—」は該当なし、「0」は百万円未満。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区 分	総 数	第 1 次産業				第 2 次産業	第 3 次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数	213,259	14,227	13,757	431	39	33,355	161,305
盛 岡 市	139,100	5,016	4,799	191	26	18,242	112,277
雫 石 町	9,494	1,835	1,768	59	8	1,785	5,806
岩 手 町	7,483	2,159	2,063	96	—	1,889	3,409
滝 沢 市	26,478	1,374	1,326	45	3	5,683	19,067
紫 波 町	16,971	2,583	2,553	28	2	3,346	10,700
矢 巾 町	13,733	1,260	1,248	12	—	2,410	10,046

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」による。

注 総数には「不詳」を含むため、内訳の合計と総数は合致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m³ 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³/年

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	総数	61,847.65	9,222	124			184.77			157.26	5	1	338.09	21	2
		針	56,847.86	9,222	124			184.77			157.26	5	1	338.09	21	2
	総数	針	29,468.76	3,976	72			154.35			85.90	3	1	285.98	17	2
		広	27,379.10	5,246	53			30.42			71.36	2		52.11	4	
	総数	針	25,037.91	4,444	82			162.70			81.49	3		228.76	15	1
		広	24,738.53	3,232	62			154.35			60.59	2		202.64	11	1
	育成林	針	299.38	1,213	19			8.35			20.90	1		26.12	3	
		広	23,945.00	4,267	80			162.70			81.49	3		225.54	14	1
	育成林	針	23,645.62	3,129	61			154.35			60.59	2		199.42	11	1
		広	299.38	1,138	19			8.35			20.90	1		26.12	3	
立木地	育成林	針	(3.22)													
		広	1,092.91	178	2									3.22		
	育成林	針	1,092.91	103	1									3.22		
		広		75	1											
	総数	針	31,809.95	4,778	42			22.07			75.77	2		109.33	7	1
		広	4,730.23	745	9						25.31	1		83.34	6	
	天然林	針	27,079.72	4,033	33			22.07			50.46	1		25.99	1	
		広	767.51	122	3						25.31	1		83.34	6	
	育成林	針	754.90	117	3						25.31	1		83.34	6	
		広	12.61	5												
立木地	育成林	針	671.11	85	2											
		広	39.05	6												
	天然林	針	632.06	79	1											
		広	30,371.33	4,570	37			22.07			50.46	1		25.99	1	
	育成林	針	3,936.28	622	6											
		広	26,435.05	3,948	32			22.07			50.46	1		25.99	1	
	竹林	針														
		広														
	無立木地	針														
		広	4,999.79													

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³/年

区分		5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	526.96	50	3	1,260.57	153	7	2,779.80	383	13	3,106.78	513	13	4,991.37	952	18
	総数	526.96	50	3	1,260.57	153	7	2,779.80	383	13	3,106.78	513	13	4,991.37	952	18
	針	434.17	37	3	1,103.58	115	5	2,686.04	289	10	3,007.42	388	10	4,731.03	688	14
	広	92.79	13	1	156.99	38	1	93.76	94	3	99.36	126	3	260.34	264	5
	総数	374.65	36	3	1,102.21	137	6	2,691.82	375	12	2,989.03	500	13	4,489.25	884	17
	針	316.93	26	2	994.63	102	5	2,663.09	285	10	2,963.64	381	10	4,477.24	644	13
	広	57.72	11	1	107.58	35	1	28.73	89	3	25.39	119	3	12.01	240	4
	総数	374.65	36	3	1,102.21	137	6	2,691.82	375	12	2,964.30	496	13	4,375.18	865	17
	針	316.93	26	2	994.63	102	5	2,663.09	285	10	2,938.91	379	10	4,363.17	633	13
	広	57.72	11	1	107.58	35	1	28.73	89	3	25.39	117	2	12.01	232	4
天然林	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
無立木地	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m³ 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³/年

区分		1 0 齢級			1 1 齢級			1 2 齢級			1 3 齢級			1 4 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	5,464.14	1,039	16	3,545.74	650	8	2,417.06	477	5	1,564.72	284	4	1,408.84	252	4
	総数	5,464.14	1,039	16	3,545.74	650	8	2,417.06	477	5	1,564.72	284	4	1,408.84	252	4
	針	5,125.05	730	11	3,179.53	452	5	1,930.57	315	3	881.13	133	1	338.23	55	1
	広	339.09	308	5	366.21	198	3	486.49	162	3	683.59	151	3	1,070.61	197	4
	総数	5,057.94	1,000	15	3,151.33	610	7	1,859.96	404	4	733.17	156	1	158.65	33	
	針	5,055.21	719	11	3,150.26	447	5	1,859.96	303	3	733.17	110	1	158.65	20	
	広	2.73	281	4	1.07	163	2		100	1		46			13	
	総数	4,916.60	976	15	3,026.49	589	7	1,818.32	397	4	732.60	156	1	131.09	30	
	針	4,913.87	703	11	3,025.42	436	5	1,818.32	299	3	732.60	110	1	131.09	18	
	広	2.73	273	4	1.07	153	2		98	1		46			11	
天然林	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
無立木地	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															
	育 成 林															

注 1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は1,000m³ 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³/年

区分		1 5 齢級			1 6 齢級			1 7 齢級			1 8 齢級			1 9 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	1,202.01	211	3	1,410.38	260	3	946.25	186	2	1,066.66	201	2	1,177.26	215	2
	総数	1,202.01	211	3	1,410.38	260	3	946.25	186	2	1,066.66	201	2	1,177.26	215	2
	針	433.24	67	1	772.38	98	1	394.99	60	2	843.57	160	2	257.29	45	2
	広	768.77	144	2	638.00	163	2	551.26	126	2	223.09	40	2	919.97	170	2
	総数	240.24	49		585.64	104	1	267.10	51		80.99	15		81.37	16	
	針	240.24	31		583.62	64		267.10	34		80.99	8		81.37	9	
	広		18		2.02	41			17			6			7	
	総数	190.49	42		386.58	75		162.08	32		19.05	4		30.58	8	
	針	190.49	27		384.56	47		162.08	22		19.05	2		30.58	5	
	広		14		2.02	28			10			1			3	
天然林	育 成 林	(3.22)														
	育 成 林	49.75	8		199.06	30		105.02	19		61.94	11		50.79	8	
	針	49.75	4		199.06	17		105.02	11		61.94	6		50.79	4	
	広		3			13			7			5			4	
	総数	961.77	162	3	824.74	156	2	679.15	135	2	985.67	186	2	1,095.89	199	2
	針	193.00	36		188.76	34		127.89	26		142.10	32		175.92	35	
	広	768.77	126	2	635.98	122	2	551.26	109	2	843.57	154	2	919.97	164	2
	育 成 林	13.04	2		1.12	1		11.83	6		15.23	8		1.22	1	
	針	8.96	2		0.57	1		9.60	5		14.47	7		0.91	1	
	広	4.08	1		0.55			2.23	1		0.76			0.31		
無立木地	育 成 林	81.91	11		48.44	6		4.59	1		33.81	5		37.05	6	
	針	9.54	2		6.86	1		1.30			3.08			1.61		
	広	72.37	9		41.58	5		3.29	1		30.73	4		35.44	5	
	天 然 林	866.82	149	2	775.18	149	2	662.73	128	2	936.63	174	2	1,057.62	192	2
	針	174.50	32		181.33	33		116.99	21		124.55	24		173.40	34	
	広	692.32	116	2	593.85	117	2	545.74	107	2	812.08	149	2	884.22	158	2
	竹 林															
	無立木地															
	育 成 林															
	針															
	広															

注 1 人工林及び天然林で点生木のみは林分については、本表の集計には含まれていない。

2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

区分		2 0 齡級			2 1 齡級以上		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	総数	1,167.22	206	2	21,709.92	3,164	16
	針	1,167.22	206	2	21,709.92	3,164	16
総数	針	261.82	44		2,766.77	399	3
	広	905.40	162	1	18,943.15	2,765	12
総数	総数	121.82	25		163.59	32	
	針	120.45	15		158.20	19	
総数	針	1.37	10		5.39	13	
	広	47.95	12		89.08	20	
育単層成林	総数	46.58	8		83.69	12	
	針	1.37	4		5.39	8	
育複層成林	総数	73.87	13		74.51	11	
	針	73.87	7		74.51	7	
総数	針	1,045.40	181	2	21,546.33	3,132	16
	広	141.37	29		2,608.57	380	3
育単層成林	総数	1.80	2		0.07	1	
	針	1.80	2		0.05	1	
育複層成林	総数	5.51	1		138.46	20	
	針	0.16			3.61	1	
天然林	針	5.35	1		134.85	20	
	広	1,038.09	179	1	21,407.80	3,110	16
生	針	139.41	28		2,604.91	378	3
	広	898.68	151	1	18,802.89	2,732	12
竹林							
無立木地							

単位 面積：ha 材種：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³/年

- 注 1 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		立木地										無立木地等				
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改訂予定地	植林地以外の土地	計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然単層林	天然複層林	計	竹林	計					
制限林	面積	計	18,394.09	1,057.81	19,451.90	262.62	37.24	3,542.91	3,842.77		23,294.67					
		広	224.61		224.61	5.15	612.52	25,324.64	25,942.31		26,166.92					
	材積	計	18,618.70	1,057.81	19,676.51	267.77	649.76	28,867.55	29,785.08		49,461.59	64.74			4,321.62	4,386.36
		広	2,503,753	100,044	2,603,797	39,670	5,977	550,041	595,688		3,199,485					53,847.95
	成長量	計	924,548	172,238	1,096,786	42,072	83,338	4,335,685	4,461,095		4,862,149					3,199,485
普通林	面積	計	48,940.3	950.7	49,891.0	1,031.1	69.3	5,207.3	6,307.7		56,198.7					8,061,634
		広	15,118.7	628.1	15,746.8	78.7	1,443.7	29,237.4	30,759.8		46,506.6					56,198.7
	材積	計	64,059.0	1,578.8	65,637.8	1,109.8	1,513.0	34,444.7	37,067.5		102,705.3					46,506.6
		広	5,251.53	35.10	5,286.63	492.28	1.81	393.37	887.46		6,174.09					102,705.3
	成長量	計	74.77		74.77	7.46	19.54	1,110.41	1,137.41		1,212.18					
計	面積	計	5,326.30	35.10	5,361.40	499.74	21.35	1,503.78	2,024.87		7,386.27	112.94			500.49	613.43
		広	624,770	2,992	627,762	77,063	229	71,742	149,034		776,796					7,999.70
	材積	計	213,832	2,313	216,145	2,924	1,815	162,667	167,406		383,551					776,796
		広	838,602	5,305	843,907	79,987	2,044	234,409	316,440		1,160,347					383,551
	成長量	計	12,481.5	27.7	12,509.2	2,202.9	3.9	635.3	2,842.1		15,351.3					1,160,347
計	面積	計	3,457.4	21.2	3,478.6	86.2	55.6	2,391.0	2,532.8		6,011.4					15,351.3
		広	15,938.9	48.9	15,987.8	2,289.1	59.5	3,026.3	5,374.9		21,362.7					6,011.4
	材積	計	23,645.62	1,092.91	24,738.53	754.90	39.05	3,936.28	4,730.23		29,468.76					21,362.7
		広	299.38		299.38	12.61	632.06	26,435.05	27,079.72		27,379.10					
	成長量	計	23,945.00	1,092.91	25,037.91	767.51	671.11	30,371.33	31,809.95		56,847.86	177.68			4,822.11	4,999.79
計	面積	計	3,128,523	103,036	3,231,559	116,733	6,206	621,783	744,722		3,976,281					61,847.65
		広	1,138,380	74,507	1,212,887	5,326	79,176	3,948,311	4,032,813		5,245,700					3,976,281
	材積	計	4,266,903	177,543	4,444,446	122,059	85,382	4,570,094	4,777,535		9,221,981					5,245,700
		広	61,421.8	978.4	62,400.2	3,234.0	73.2	5,842.6	9,149.8		71,550.0					9,221,981
	成長量	計	18,576.1	649.3	19,225.4	164.9	1,499.3	31,628.4	33,292.6		52,518.0					71,550.0
計	面積	計	79,997.9	1,627.7	81,625.6	3,398.9	1,572.5	37,471.0	42,442.4		124,068.0					52,518.0
		広														124,068.0

注1 人工林及び天然林で点生木のみ森林の面積については、本表の集計には含まれていない。
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

市町村	区分	立木地										無立木地等				
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改 種 予定地	林地以外の 土 地	計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然単層林	天然複層林	計	竹林	計					
盛岡市	面積	針	8,449.30	730.18	9,179.48	99.08	14.46	456.93	570.47		9,749.95					
		広	172.47		172.47	4.97	195.84	6,071.54	6,272.35		6,444.82					
	材積	計	8,621.77	730.18	9,351.95	104.05	210.30	6,528.47	6,842.82		16,194.77	14.62		545.86	560.48	16,755.25
		針	1,199.057	69.219	1,268.276	13.807	2.431	78.952	95.190		1,363.466					1,363.466
	広	444.883	51.827	496.710	1,460	30.103	946.526	978.089			1,474.799					1,474.799
滝沢市	面積	計	1,643.940	121.046	1,764.986	15.267	32.534	1,025.478	1,073.279		2,838.265					2,838.265
		針	18.695.6	601.8	19,297.4	332.2	24.7	619.2	976.1		20,273.5					20,273.5
	成長量	広	7,132.4	451.1	7,583.5	39.6	530.2	10,245.2	10,815.0		18,398.5					18,398.5
		計	25,828.0	1,052.9	26,880.9	371.8	554.9	10,864.4	11,791.1		38,672.0					38,672.0
	針	671.20	0.15	671.35	0.98		17.24		18.22		689.57					
雫石町	面積	広	16.83		16.83			459.94	459.94		476.77					
		計	688.03	0.15	688.18	0.98		477.18	478.16		1,166.34			629.14	629.14	1,795.48
	材積	針	83,000	14	83,014	95		3,361	3,456		86,470					86,470
		広	33,540	9	33,549			58,525	58,525		92,074					92,074
	計	116,540	23	116,563	95		61,886	61,981			178,544					178,544
雲石町	成長量	針	1,745.7	0.1	1,745.8	5.3		28.0	33.3		1,779.1					1,779.1
		広	559.3		559.3			573.2	573.2		1,132.5					1,132.5
	面積	計	2,305.0	0.1	2,305.1	5.3		601.2	606.5		2,911.6					2,911.6
		針	7,750.65	288.06	8,038.71	61.44	21.44	2,628.60	2,711.48		10,750.19					
	広	38.51		38.51	0.16	410.48	17,193.61	17,604.25			17,642.76					
岩手町	面積	計	7,789.16	288.06	8,077.22	61.60	431.92	19,822.21	20,315.73		28,392.95	77.90		3,359.86	3,437.76	31,830.71
		針	1,083.211	27,419	1,110.630	9,468	3,277	386.182	398.927		1,509.557					1,509.557
	材積	広	370,555	17,297	387,882	33	45,320	2,507,479	2,552,832		2,940,714					2,940,714
		計	1,453,796	44,716	1,498,512	9,501	48,597	2,893,661	2,951,759		4,450,271					4,450,271
	成長量	針	25,257.2	313.2	25,570.4	314.1	42.2	3,885.8	4,242.1		29,812.5					29,812.5
岩手町	成長量	広	6,042.0	161.3	6,203.3	1.2	943.2	15,948.3	16,892.7		23,096.0					23,096.0
		計	31,299.2	474.5	31,773.7	315.3	985.4	19,834.1	21,134.8		52,908.5					52,908.5
	面積	針	4,040.67	15.62	4,056.29	419.89		367.87	787.76		4,844.05					
		広	54.97		54.97	7.48	4.68	281.33	293.49		348.46					
	材積	計	4,095.64	15.62	4,111.26	427.37	4.68	649.20	1,081.25		5,192.51	69.47		131.09	200.56	5,393.07
紫波町	面積	針	410,850	1,433	412,283	64,338		76,543	140,881		553,164					553,164
		広	157,286	1,121	158,407	2,683	398	60,303	63,384		221,791					221,791
	材積	計	568,136	2,554	570,690	67,021	398	136,846	204,265		774,955					774,955
		針	8,103.4	11.0	8,114.4	1,937.2		621.5	2,558.7		10,673.1					10,673.1
	成長量	広	2,704.0	6.0	2,710.0	63.2	3.6	947.6	1,014.4		3,724.4					3,724.4
紫波町	成長量	計	10,807.4	17.0	10,824.4	2,000.4	3.6	1,569.1	3,573.1		14,397.5					14,397.5
		針	2,416.83	54.70	2,471.53	173.51	3.15	402.66	579.32		3,050.85					
	面積	広	8.01		8.01		21.06	1,860.14	1,881.20		1,889.21					
		計	2,424.84	54.70	2,479.54	173.51	24.21	2,282.80	2,460.52		4,940.06	15.69		119.55	135.24	5,075.30
	材積	針	303,847	4,645	308,492	29,025	498	66,041	95,564		404,056					404,056
紫波町	材積	広	115,241	3,920	119,161	1,150	3,355	280,810	285,315		404,476					404,476
		計	419,088	8,565	427,653	30,175	3,853	346,851	380,879		808,532					808,532
	成長量	針	6,839.8	49.9	6,889.7	645.2	6.3	605.7	1,257.2		8,146.9					8,146.9
		広	1,883.9	29.3	1,913.2	60.9	22.3	3,227.8	3,311.0		5,224.2					5,224.2
	計	8,723.7	79.2	8,802.9	706.1	28.6	3,833.5	4,568.2		13,371.1						13,371.1

注 1 人工林及び天然林で点生木のみは林分の面積には含まれていない。
 注 2 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m³ 成長量：m³/年

市町村	区分	立木地										無立木地等				
		人工林					天然林					伐採跡地	未立木地	改 種 予定地	林地以外の 土 地	計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然単層林	天然複層林	計	竹林	計					
矢巾町	面積	針 316.97	4.20	321.17					62.98		62.98					384.15
		広 8.59		8.59					568.49		568.49					577.08
	計	325.56	4.20	329.76					631.47		631.47				36.61	997.84
	材積	針 48.558	306	48.864					10.704		10.704					59.568
	成長量	針 16.845	333	17.178					94.668		94.668					111.846
	面積	針 65.403	639	66.042					105.372		105.372					171.414
		針 780.1	2.4	782.5					82.4		82.4					864.9
	計	234.5	1.6	236.1					686.3		686.3					942.4
	材積	針 1,034.6	4.0	1,038.6					768.7		768.7					1,807.3
	成長量															
	面積															
	計															
	材積															
	成長量															
	面積															
	計															
	材積															
	成長量															
	面積															
	計															
	材積															
	成長量															
森林計画計	面積	針 23,645.62	1,092.91	24,738.53	754.90	39.05	3,936.28		4,730.23		29,468.76					
		針 299.38		299.38	12.61	632.06	26,435.05		27,079.72		27,379.10					
	計	23,945.00	1,092.91	25,037.91	767.51	671.11	30,371.33		31,809.95		56,847.86	177.68			4,822.11	61,847.65
	材積	針 3,128.523	103.036	3,231.559	116.733	6.206	621.783		744.722		3,976.281					3,976.281
	成長量	針 1,138.380	74.507	1,212.887	5.326	79.176	3,948.311		4,032.813		5,245.700					5,245.700
	面積	針 4,266.903	177.543	4,444.446	122.059	85.382	4,570.094		4,777.535		9,221.981					9,221.981
		針 61,421.8	978.4	62,400.2	3,234.0	73.2	5,842.6		9,149.8		71,550.0					71,550.0
	計	18,576.1	649.3	19,225.4	164.9	1,499.3	31,628.4		33,292.6		52,518.0					52,518.0
	材積	針 79,997.9	1,627.7	81,625.6	3,398.9	1,572.5	37,471.0		42,442.4		124,068.0					124,068.0
	成長量															

注 1 人工林及び天然林で点生木のみ其林分の面積については、本表の集計には含まれていない。
注 2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村					
	盛岡市	滝沢市	磐石町	岩手町	紫波町	矢巾町
水源かん養保安林	16,060.50	492.58	27,426.92	1,476.93	3,622.63	740.43
土砂流出防備保安林	11.77	593.69	2,754.21	180.55	110.06	
土砂崩壊防備保安林	3.67		88.94			
飛砂防備保安林						
防風保安林						
水雪防備保安林						
補害防備保安林						
土雪防備保安林						
防雪保安林						
防霧保安林						
なだれ防止保安林						
落石防止保安林						
防火保安林						
魚つき保安林						
航行目標保安林						
保健保安林		(228.63)	(2,250.97)	1.87		
風致保安林						
計	16,075.94	(228.63)	(2,250.97)	1,657.48	3,732.69	740.43
保安施設地区						
砂防指定地	(44.12)					
特別保護地区						
第一種特別地域			(118.88)	12.00	14.90	0.30
第二種特別地域		(91.03)	(223.26)			
第三種特別地域			(1,040.64)	0.47		
地種区分未定地域		(520.16)	(2,650.33)	14.59		
計			(6,476.96)	73.14		
特別保護地区		(611.19)	(10,391.19)	88.20		
第一種特別地域						
第二種特別地域						
第三種特別地域						
地種区分未定地域						
計						
第一種特別地域	(151.22)					
第二種特別地域	(69.21)					
第三種特別地域	(1,687.94)					
地種区分未定地域						
計	(1,908.37)					
原生自然環境保全地域						
自然環境保全地域特別地区						
都道府県自然環境保全地域特別地区						
鳥獣保護区特別保護地区		(91.03)	(169.30)			
緑地保全地区						
風致地区						
特別母樹林				14.51		
史跡名勝天然記念物		(24.80)	(16.02)			
種の保存法による管理地区						
その他			(1.43)			
合計	(1,952.49)	16,223.36	(955.65)	1,086.32	(12,947.79)	30,386.65
				1,672.38	3,732.99	746.25

注 () は、重複する制限林面積を表す。

区分		市町村										合計		
保 安 林	水源かん養保安林											49,819.99		
	土砂流出防備保安林											3,650.28		
	土砂崩壊防備保安林											92.61		
	飛砂防備保安林													
	防風保安林													
	水害防備保安林													
	被害防備保安林													
	干害防備保安林													
	防雪保安林													
	防霧保安林													
	なだれ防止保安林													
	落石防止保安林													
	防火保安林													
	魚つき保安林													
	航行目標保安林													
	保健保安林											1.87		
	風致保安林													
	計											(2,479.60)		
	保安施設地区											(2,479.60)	53,564.75	
	砂防指定地													
国 立 公 園	特別保護地区											(163.00)	36.52	
	第一種特別地域											(314.29)		
	第二種特別地域											(1,040.64)	0.47	
	第三種特別地域											(3,170.49)	14.64	
	地種区分未定地域											(6,476.96)	73.14	
国 定 公 園	計											(11,002.38)	88.25	
	特別保護地区													
	第一種特別地域													
	第二種特別地域													
	第三種特別地域													
都 道 府 県 公 園 立	地種区分未定地域													
	計													
	第一種特別地域											(151.22)		
	第二種特別地域											(69.21)	1.36	
	第三種特別地域											(1,687.94)	142.56	
都 道 府 県 公 園 立	地種区分未定地域													
	計											(1,908.37)	143.92	
	原生自然環境保全地域													
	自然環境保全地域特別地区													
	都道府県自然環境保全地域特別地区													
都 道 府 県 公 園 立	鳥獣保護区特別保護地区											(260.33)		
	緑地保全地区													
	風致地区													
	特別母樹林												14.51	
	史跡名勝天然記念物											(40.82)		
そ の 他	種の保存法による管理地区													
	その他											(1.43)		
	合計											(15,855.93)	53,847.95	

注 () は、重複する制限林面積を表す。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m³

樹種 林種	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ナラ類	その他 広葉樹
総数	1,274	149	1,453	914	185	1,649	449	3,148
人工林	1,209	2	1,441	560	19	1	23	1,189
天然林	64	147	13	354	166	1,648	426	1,958

(6) 荒廃地の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地
総数	10.34
盛岡市	8.16
雫石町	0.60
岩手町	1.13
滝沢市	—
紫波町	0.45
矢巾町	—

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

区分	風水害				病虫害				雪害				獣類害			
	23	24	25	26	23	24	25	26	23	24	25	26	23	24	25	26
総数	—	—	—	—	0	2	0	1	225	—	—	—	—	—	—	—
盛岡市	—	—	—	—	—	—	0	—	57	—	—	—	—	—	—	—
雫石町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手町	—	—	—	—	—	—	—	—	166	—	—	—	—	—	—	—
滝沢市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紫波町	—	—	—	—	0	2	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—
矢巾町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料 「東北森林管理局事業統計書」による。

注 「—」は被害なし、「0」は被害が1ha未満。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備 考
森林組合	総 数	2 組合	3,337	1	374,360	77,905	
	盛岡市	盛岡市	578	—	81,320	14,204	
	滝沢村						
	盛岡市	岩手中央	2,759	1	293,040	63,701	
	雫石町						
	岩手町						
	紫波町						
	矢巾町						
生産森林組合	総 数	3 組合	332	—	62,620	714	
	盛岡市	梁川	43	—	10,140	387	
		加賀野	16	—	15,180	202	
	紫波町	志和	273	—	37,300	125	

資料 平成26年度森林組合要覧による。

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森 林 組合名	指 導 事 業	販 売 事 業	林 産 事 業	加 工 事 業	購 買 事 業
総 数	2,701	92,080	213,006	75,543	47,790
盛岡市森林組合	2,701	16,559	41,871	937	8,518
岩手中央森林組合	—	75,521	171,135	74,606	39,272

森 林 組合名	養 苗	森林造成 事 業	利用・福利厚生 事 業	金 融 事 業	合 計
総 数	—	239,520	101,114	53,384	825,138
盛岡市森林組合	—	129,085	67,342	52,529	319,542
岩手中央森林組合	—	110,435	33,772	855	505,596

資料 平成26年度森林組合要覧による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	林業経営体	木材卸売業	木材・木製品製造業
総 数	742	—	13
盛 岡 市	310	—	3
雫 石 町	138	—	2
岩 手 町	117	—	3
滝 沢 市	51	—	2
紫 波 町	114	—	2
矢 巾 町	12	2	1

資料 林業経営体は「2010世界農林業センサス」（農林水産省）による。

木材卸売業は岩手県農林水産部森林整備課調べ。

木材・木製品製造業は「2013工業統計調査報告書」による。

(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区 分	就業者数（15歳以上）		
	総 数	うち林業	割 合
総 数	213,259	431	0.20
盛 岡 市	139,100	191	0.14
雫 石 町	9,494	59	0.62
岩 手 町	7,483	96	1.28
滝 沢 市	26,478	45	0.17
紫 波 町	16,971	28	0.16
矢 巾 町	13,733	12	0.09

資料 総務省統計局「平成22年国勢調査」による。

注 総数には「不詳」を含む。

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総 数	備 考
フェラーバンチャ	－	立木を伐倒する自走式機械
スキッド	5	牽引式集材専用トラクタ
プロセッサ	4	枝払・玉切する自走式機械
ハーベスタ	12	伐倒・枝払・玉切する自走式機械
フォワーダ	7	積載式集材専用トラクタ
タワーヤーダ	1	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	－	簡易索張式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備
グラップルソー	8	巻き立て・玉切り機械

資料 平成26年度林業機械・器具現況調査（平成26年3月末時点）による。

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³ 実行歩合：％

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	321	322	100	67	73	110	255	249	104
針葉樹	319	271	85	65	62	96	255	209	82
広葉樹	2	51	2,564	2	11	570	—	40	—

(2) 人工造林・天然更新別の面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
359	491	136	344	484	141	15	7	45

(3) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：％

開 設			拡 張		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
33.5	16.2	48	—	2.8	—

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：％

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	2,812	—	0	—	0	—
水源かん養	2,812	—	0	—	0	—
災害防備	—	—	—	—	—	—
保健、風致の保存等	—	—	—	—	—	—

注 「0」は1ha未満。

イ 保安施設地区の指定

該当なし。

ウ 保安施設事業

単位 地区数

計 画	実 行
15	70

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（１）森林より森林以外へ異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地及 びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	19.11	19.11

（２）森林以外より森林へ異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	1.94	1.94

6 森林資源の推移

（１）分期別伐採立木材積等

単位 材積：1,000m³ 面積：ha

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	總 數	總 數	520	543	545	557	585	613	642	686
		針葉樹	385	538	541	552	580	608	637	682
		広葉樹	135	5	5	5	5	5	5	5
	主 伐	總 數	210	181	172	177	195	212	224	260
		針葉樹	150	176	168	173	191	207	219	255
		広葉樹	61	5	5	5	5	5	5	5
	間 伐	總 數	310	362	373	380	390	401	418	427
		針葉樹	235	362	373	380	390	401	418	427
		広葉樹	74	0	0	0	0	0	0	0
造林 面積	總 數		1,387	931	725	760	813	883	963	1,015
	人工造林		933	592	520	540	577	631	698	741
	天然更新		455	340	204	220	236	251	265	274

注１ 分期とは５年を一括りとする単位。第Ⅰ分期は平成27年から平成31年までとなる。

２ 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

(2) 分期別期首資源表

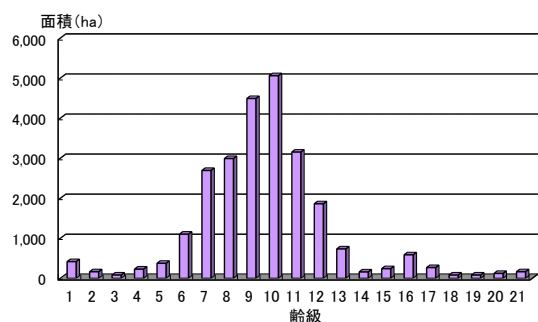
単位 面積: ha 材積: 1,000m³

区 分			面 積														材積
			総 数	1・2 齢 級	3・4 齢 級	5・6 齢 級	7・8 齢 級	9・10 齢 級	11・12 齢 級	13・14 齢 級	15・16 齢 級	17・18 齢 級	19・20 齢 級	21 齢級以上			
Ⅰ 分期	総 数	56,848	607	494	1,788	5,887	10,456	5,963	2,974	2,614	2,013	2,344	21,710	9,222			
	人工林	総 数	25,040	579	309	1,477	5,681	9,549	5,011	892	827	348	203	164	4,445		
		育成単層林	23,947	579	307	1,477	5,656	9,294	4,845	864	577	181	79	89	4,268		
		育成複層林	1,093	0	2	0	25	255	166	28	250	167	125	75	178		
	天然林	総 数	31,808	28	185	311	206	906	952	2,082	1,787	1,665	2,141	21,546	4,777		
		育成単層林	768	0	109	221	67	301	4	22	14	27	3	0	122		
		育成複層林	671	0	0	0	25	107	118	72	130	38	43	138	85		
	天然生林	30,369	28	76	90	114	498	830	1,988	1,642	1,599	2,096	21,408	4,569			
Ⅱ 分期	総 数	56,549	1,230	342	863	4,033	7,993	8,369	3,728	2,570	2,284	2,294	22,842	9,515			
	人工林	総 数	24,697	1,146	244	602	3,794	7,387	7,573	2,372	371	779	160	270	4,606		
		育成単層林	23,586	1,125	244	600	3,794	7,227	7,307	2,329	296	495	47	122	4,436		
		育成複層林	1,112	21	0	2	0	160	266	42	75	285	113	148	170		
	天然林	総 数	31,851	84	98	262	239	605	796	1,356	2,200	1,505	2,134	22,572	4,910		
		育成単層林	795	20	25	201	126	287	54	3	18	13	46	2	137		
		育成複層林	716	7	0	0	0	84	113	114	123	53	79	144	96		
	天然生林	30,340	57	73	61	113	234	630	1,239	2,059	1,439	2,009	22,427	4,677			
Ⅲ 分期	総 数	56,668	1,652	607	494	1,781	5,878	9,755	5,135	2,784	2,497	2,058	24,028	9,844			
	人工林	総 数	24,695	1,485	579	309	1,477	5,682	8,824	4,208	744	706	339	343	4,805		
		育成単層林	23,547	1,445	579	307	1,477	5,639	8,548	4,041	716	479	172	144	4,625		
		育成複層林	1,148	40	0	2	0	43	277	166	28	227	167	199	180		
	天然林	総 数	31,973	167	28	185	304	196	930	928	2,040	1,791	1,719	23,685	5,039		
		育成単層林	818	35	0	109	221	67	291	4	8	11	55	18	154		
		育成複層林	779	17	0	0	0	25	185	118	72	130	47	185	108		
	天然生林	30,376	115	28	76	83	105	455	806	1,960	1,649	1,617	23,482	4,777			
Ⅳ 分期	総 数	56,622	1,555	1,230	342	859	3,992	7,804	7,527	3,399	2,531	2,279	25,104	10,128			
	人工林	総 数	24,639	1,404	1,146	244	602	3,761	7,170	6,759	2,058	332	747	416	4,987		
		育成単層林	23,477	1,377	1,125	244	600	3,753	6,991	6,493	2,016	258	464	157	4,799		
		育成複層林	1,162	27	21	0	2	8	179	266	42	74	283	260	187		
	天然林	総 数	31,983	151	84	98	257	231	634	768	1,341	2,199	1,531	24,688	5,141		
		育成単層林	820	27	20	25	201	126	276	51	3	17	25	48	166		
		育成複層林	790	15	7	0	0	0	137	113	114	123	58	223	117		
	天然生林	30,373	109	57	73	57	104	221	604	1,224	2,059	1,448	24,418	4,859			
Ⅴ 分期	総 数	56,590	1,452	1,652	607	489	1,729	5,706	9,008	4,739	2,687	2,469	26,052	10,366			
	人工林	総 数	24,591	1,325	1,485	579	309	1,431	5,506	8,114	3,832	660	682	668	5,138		
		育成単層林	23,417	1,308	1,445	579	307	1,423	5,455	7,837	3,665	633	458	307	4,943		
		育成複層林	1,174	17	40	0	2	9	51	277	166	27	224	361	195		
	天然林	総 数	31,999	128	167	28	180	298	200	894	907	2,027	1,786	25,384	5,229		
		育成単層林	826	27	35	0	109	221	64	276	4	8	11	71	176		
		育成複層林	805	10	17	0	0	0	40	185	118	72	130	232	125		
	天然生林	30,369	90	115	28	72	77	96	433	786	1,947	1,645	25,080	4,927			
Ⅵ 分期	総 数	56,563	1,534	1,555	1,230	336	840	3,781	7,300	7,023	3,127	2,512	27,325	10,554			
	人工林	総 数	24,547	1,395	1,404	1,146	244	588	3,542	6,696	6,280	1,800	321	1,129	5,253		
		育成単層林	23,361	1,378	1,377	1,125	244	578	3,526	6,518	6,015	1,758	248	595	5,051		
		育成複層林	1,186	17	27	21	0	10	17	178	266	42	73	534	202		
	天然林	総 数	32,016	139	151	84	92	252	239	604	742	1,327	2,191	26,196	5,301		
		育成単層林	828	37	27	20	25	201	121	258	48	3	17	71	183		
		育成複層林	823	12	15	7	0	0	21	137	113	114	123	281	134		
	天然生林	30,365	90	109	57	67	52	97	209	581	1,210	2,051	25,843	4,984			
Ⅶ 分期	総 数	56,532	1,651	1,452	1,652	604	472	1,626	5,307	8,414	4,262	2,661	28,430	10,705			
	人工林	総 数	24,495	1,491	1,325	1,485	579	299	1,321	5,120	7,564	3,374	647	1,290	5,347		
		育成単層林	23,298	1,474	1,308	1,445	579	288	1,304	5,070	7,288	3,208	620	714	5,138		
		育成複層林	1,197	17	17	40	0	10	17	51	276	166	26	576	209		
	天然林	総 数	32,038	160	128	167	25	174	305	187	850	889	2,015	27,139	5,358		
		育成単層林	833	55	27	35	0	109	206	59	252	3	7	80	187		
		育成複層林	847	15	10	17	0	0	27	40	185	118	72	363	143		
	天然生林	30,358	90	90	115	25	65	71	88	414	767	1,936	26,697	5,029			
Ⅷ 分期	総 数	56,519	1,791	1,534	1,555	1,228	333	817	3,494	6,813	6,165	3,090	29,699	10,825			
	人工林	総 数	24,443	1,604	1,395	1,404	1,146	247	547	3,273	6,245	5,449	1,776	1,357	5,422		
		育成単層林	23,235	1,587	1,378	1,377	1,125	239	528	3,256	6,068	5,185	1,733	760	5,207		
		育成複層林	1,208	17	17	27	21	8	19	17	177	265	42	597	215		
	天然林	総 数	32,075	187	139	151	82	86	270	221	568	716	1,314	28,342	5,403		
		育成単層林	844	76	37	27	20	25	185	110	233	43	3	84	190		
		育成複層林	882	21	12	15	7	0	38	21	137	113	114	404	151		
	天然生林	30,348	89	90	109	55	60	47	90	198	559	1,198	27,853	5,061			
Ⅸ 分期	総 数	56,512	1,908	1,651	1,452	1,648	586	465	1,425	4,914	7,440	4,166	30,857	10,889			
	人工林	総 数	24,386	1,703	1,491	1,325	1,485	563	253	1,145	4,739	6,632	3,293	1,756	5,457		
		育成単層林	23,169	1,686	1,474	1,308	1,445	555	235	1,128	4,689	6,358	3,128	1,164	5,235		
		育成複層林	1,217	17	17	17	40	8	19	17	50	275	165	592	222		
	天然林	総 数	32,126	205	160	128	162	23	212	280	174	807	873	29,102	5,432		
		育成単層林	859	89	55	27	35	0	99	186	54	227	3	83	193		
		育成複層林	928	28	15	10	17	0	54	27	40	185	118	435	160		
	天然生林	30,338	88	90	90	110	23	59	66	81	396	751	28,584	5,079			

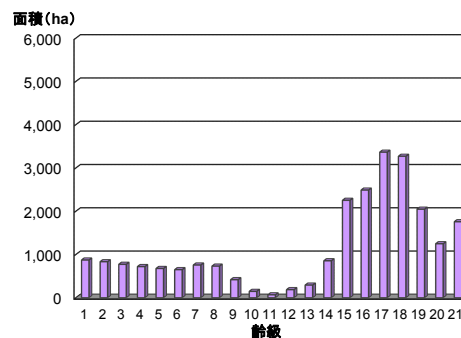
注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

○ 第Ⅰ分期及び第Ⅸ分期期首の人工林齢級別面積

第Ⅰ分期期首（平成28年）



第Ⅸ分期期首（平成68年）



注 年齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢級」と数える。

7 その他

（1）国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区 分	計画期間	
平成3年12月	一斉樹立	自 平成4年4月1日 至 平成12年3月31日	8年
平成6年12月	経常樹立	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成9年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成10年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成12年12月	経常樹立	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成13年12月	一斉変更	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成15年12月	一斉変更	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成17年12月	経常樹立	自 平成18年4月1日 至 平成28年3月31日	10年
平成22年12月	経常樹立	自 平成23年4月1日 至 平成33年3月31日	10年
平成23年12月	一斉変更	自 平成23年4月1日 至 平成33年3月31日	10年
平成27年12月	経常樹立	自 平成28年4月1日 至 平成38年3月31日	10年

(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計画課長	徳川 浩一	平成27年4月～12月
流域管理指導官	菅原 健一	平成27年4月～12月
計画課長補佐	庄司 卓矢	平成27年4月～12月
森林施業調整官	岩間 由文	平成27年4月～12月
計画調整官	工藤 信彦	平成27年4月～12月
企画係長	鳴海 徹	平成27年4月～12月
経営計画官	盛 一樹	平成27年4月～12月
企画係	村松 義昭	平成27年4月～12月